

さすな



「新里の環境を守る会」設立に向けて ～国本地区～



新里町は、国本地区の北西部に位置し、特に新里一区自治会は南に多気山、西に鞍掛山を望み、姿川の源流ともなっており景観豊かな土地です。また、近年では、国体の競技会場に向けて県営射撃場も整備中です。

平成8年12月に「県営担い手育成基盤整備事業」による土地改良事業を開始し、平成19年に換地処分が完了しました。その後、「多面的機能支払い交付金」制度を活用し、「新里の農地を守る会」が、農地、農業用水等の保全活動を5年間実施してきましたが、担い手の高齢化が進んだことから存続が難しくなり解散することとなりました。

新里一区自治会事業計画のスローガンとして「美しい自然環境を守り、歴史ある伝統文化を次世代に継承し、明るい安全な町づくりをしよう」を掲げています。



このスローガンを踏まえ、若手後継者から、新たに組織を立ち上げ、地域の環境を守りたいとの話題が持ち上がったことを受け、農業委員、新里地区担当農地利用最適化推進委員、一区自治会役員、一区農業関係役員、地元消防団三役で検討会を開催したところ、賛同を得たため、世話役として4名を選出し今後の対応を検討することになりました。

その後、実施に向けた組織として、今後の農業後継者育成も視野に、若手をメンバーに登用し、名称を「新里の環境を守る会」（仮称）として準備会を発足させました。

「うつのみや農委だより」第306号が発刊される頃には、設立総会も終了し、推進活動が実施されている事でしょう。我々の活動が、地域環境整備の一助となれば幸いです。

編集委員 吉澤 聖人



農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします

農家のための情報誌「全国農業新聞」

◆ 発行日：毎週金曜日 ◆ 発行元：全国農業会議所 ◆ 購読料：1カ月700円（送料込）

お申し込み先 農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎(632)2812

令和3年度 農業委員会活動計画を決定

農業委員会 第3回定期総会を開催

農業委員会は、4月28日、第3回定期総会を開き、
令和3年度活動計画を決定しました。
その概要を紹介します。

基本方針

農業・農村を取り巻く状況は、依然として農業従事者の高齢化・減少や耕作放棄地の増加のほか、TPP11やEPAの発効による国際的な競争の激化など一層厳しさを増しております。これらの環境変化に的確に

対応するため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

国においては、農業や食品産業の成長産業化を促進する産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する地域政策を軸として、食料・農業・農村施策の改革を着実に推進することが示されております。

本市においては、平成31年3月に「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」の改定が行われ、「稼げる農業」の実現に向けた生産性向上を図るための構造改革や高く・多く売れる農産物づくり、「地域ぐるみで農業・農村を支える仕組み」の確立に向けた担い手と兼業農家等が支え合う仕組みづくりや宇都宮農産物の買い支えの施策事業が重点化されたところであります。

本市農業委員会においては、「農業を守り育てていく」という農業委員会の果たすべき役割を深く認識し、農地等利用の最適化の推進に関する指針に基づき、日常的な「農地パトロール」を徹底し、地域の現状把握に努めるなど、重点業務として掲げた「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の活動を強化するとともに、公正・公平性の確

保に向けた適正な事務の実施に取り組み、本市農業・農村の振興・発展を図るため、次の事項について積極的に行動します。

活動計画

1 優良農地の確保と農地の有効利用に関する事項

- (1) 指定市町村に相応しい農地転用許可の適正な執行
- (2) 農地転用許可後の履行状況の調査・確認・指導

2 農地等の利用の最適化の推進に関する事項

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約化の推進
- ア 地区ごとに現場活動計画の策定
- イ 人・農地プランや営農状況・意向調査を活用した話し合い活動の充実
- ウ 農業公社等と連携し、農地のマッチングの推進

3 農業経営の合理化に関する事項

- (1) 担い手の育成・確保
- (2) 認定農業者の育成・確保
- (3) 複式簿記の記帳など青色申告事業の推進
- (4) 農業者年金事業の推進

4 農業一般に関する調査・情報に関する事項

- (1) 専門委員会の活動
- (2) テーマを選定し、調査・研究を行い、定期総会に報告
- (3) 「うつのみや農委だより」の発行及び内容の充実
- (4) 農作業受委託料金等の参考額の提示

5 農政に関する事項

- (1) 農政に関する意見・要望
- ア 農地等利用の最適化推進施策に関する意見
- イ 農業関係税制改正に関する要望

6 関係機関との連携

- (1) 農業委員会ネットワーク機構との連携
- (2) 関係行政機関との連携
- (3) 関係団体との連携

ウ 農地中間管理機構との連携

イ 利用状況調査・利用意向調査の実施

イ 農地パトロール等による現地調査の実施

ア 遊休農地等の発生防止・解消の推進

ウ 農業公社等と連携し、農地のマッチングの推進

イ 人・農地プランや営農状況・意向調査を活用した話し合い活動の充実

ア 地区ごとに現場活動計画の策定

イ 担い手への農地利用の集積・集約化の推進

ウ 認定農業者の育成・確保

イ 複式簿記の記帳など青色申告事業の推進

ア 農業者年金事業の推進

イ 専門委員会の活動

ウ テーマを選定し、調査・研究を行い、定期総会に報告

イ 「うつのみや農委だより」の発行及び内容の充実

ア 農作業受委託料金等の参考額の提示

ウ 農政に関する意見・要望

ア 農地等利用の最適化推進施策に関する意見

イ 農業関係税制改正に関する要望

ウ 農業委員会ネットワーク機構との連携

イ 関係行政機関との連携

イ 関係団体との連携

農業者年金受給者の皆様へ

現況届 は、忘れずに6月中に提出を!

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。

農業者年金の経営移譲年金や特別付加年金・農業者老齢年金を受給されている方は、現況届けをあなたの住む住所地の市役所にある農業委員会事務局に必ずお届けください。



(注) 経営移譲年金・特別付加年金を受給している方については、下記の様式になります。

現況届の届け先は…

現況届を宇都宮市農業委員会事務局(市役所7F)へ直接お届け下さい。

現況届の提出がない場合は…

年金の支給が一時差し止めとなりますのでご注意ください。

年金受給者が亡くなられた場合は…

死亡届の手続きを行ってください。

(※現況届の提出は必要ありません)

現況届の書き方 ※必ずご記入ください。

*6つの項目の全てのチェック欄に記入漏れがないか、ご確認ください。

*記載事項に同意の上、自署してください。

農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)

令和3年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

- 1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック
- 2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

あなたご自身について、以下の1~6すべての項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

1	あなたご自身が農業を営んでいますか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
2	あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
3	後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
4	あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
5	あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
6	あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>

(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、現況届は受理できませんので、ご注意ください

受給権者の欄

農業所得の納税申告名義等、左記4~6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します

氏名(自署)	年金 太郎		
生年月日	大正・昭和	〇〇年	〇〇月 〇〇日
住所	栃木 都道府県	宇都宮市	〇〇町1-1
	電話番号(123)-(456)-(789)		

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入される場合は、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄

氏名		受給権者との関係	
住所		電話番号()-()-()	

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由該当届を提出してください

(注) 老齢年金を受給している方については、自己チェック欄はなく、受給権者の欄・代理人の欄のみの様式になりますのでご注意ください。

現況届や農業者年金についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

- ・(独)農業者年金基金 給付課 ☎ 03(3502)3945
- ・農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ (632)2812/2815

農業者年金に加入しませんか?

農業者年金3つのおすすめポイント

- ①積立方式の終身年金で80歳まで保証付き
- ②保険料額の自由設定・増減が可能
- ③税制面で大きな優遇

※一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助(月額最大1万円)による政策支援があります。



【問い合わせ先】農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ (632)2812

「清原地区でトマトの施設栽培をする、現在48才の稲川悟です。社会人を2年経験し父の手伝いをしながら就農に至りました。専ら先輩である父の元でトマトの栽培技術を習得し、平成13年には「(有)稲川園芸」を設立し、さらに農業用施設増強による営農の計画を着実に進めているところ。経営は総面積115a、施設設置面積108aであり、父名義のトマト圃場に隣接し栽培を集約させており、父名義の施設も含めて栽培全般を法人で管理しています。

近隣にはJAの東部選果場があり、選果・箱詰め・出荷が一貫をJAに委託しているが、コストは高めになる。単価が妥当な価格を維持していれば

帳尻が合うが、今は価格の変動が激しいので耐えているところと言えます。

家族は両親と妻と女の子と男の子です。子どもは成長し親離れしているので、家族で改まって活動することはあまりありませんが、家族揃いのことは楽しんでいます。

また、上の女の子は食糧農業大学に進学し、食糧問題を学んでいます。食糧問題を学んで、楽しみに見守っています。

地域の活動としては今年3月まで消防団に28年所属し、地域安全に貢献してきました。イベントに大声で指示するなどとてもできない性格でした。

今後の抱負を悟さんに聞くと「安定的に収益を上げるため、周年栽培に挑戦している。品薄になる7月から9月は単価が高くなるので魅力的。ただ、作物にも作業も苛酷になるため、栽培は遮光や水・肥料管理を厳しくしなければならなく、作業も酷暑の中なので注意しなければならぬ。それでも、効果はあると思うので是非成功させたい。」と力強い返事をいただきました。

積極的な農業経営を続ける悟さんの今後の活躍を期待しています。

悟さんの今後の活躍を期待しています。

紹介します

次代を担う若い力

いながわ さとし
稲川 悟 さん (清原地区)



おいしいトマトを届けます！

キラリ☆あぐり美人



美味しいイチゴを作ってます!!

こじま ゆうこ
小嶋 裕子さん (絹島地区)

- ★経営内容 栽培作物 イチゴ
- ★家族 夫(47歳) 長男(25歳) 次男(20歳)

Q 農業をはじめたきっかけは？
 (「就農」又は農業にとまどいはありませんでしたか？)

A 思い掛けないことで、小嶋家の農業を夫が続けていくこととしたため、就農することにしました。準備に時間をかけられなかったため、特に指導者に就くことはできなかったが、夫婦二人で無我夢中でイチゴを作って、気付いたら3作目を数えました。

Q 経営での関わりは？

A 作業工程のリーダーをしています。自ら汗を流し、パートさん(10~20人)の作業を率先します。自ら率先して汗を流すと、みんなはついてきてくれます。

Q 農業をやっていて良かったと思うときは？

A ゆとりを持って作付けを実行しているの、気持ち良く作業が行えて、体にとって本当に爽快です。

Q 経営や栽培で心がけていることは？

A しっかりと作業すること、夫と良く相談することです。

Q 裕子さんにとっての家族とは？

A 子どもたちはもう成長して、親離れしているので、一緒に行動することはあまりありませんが、時々見に来てくれたりするので、微笑ましく見守ってくれる家族です。

Q リフレッシュはどのように？

A 農作業を休むことはほとんどないですが、今はイチゴを作ることが楽しく、夫婦で農作業できることが一番の癒しになります。

Q 今後の抱負をお願いします！

A この良い状態を継続していきたいです。

ビオトープの里ふくおか ～城山地区～



宇都宮の西北部下福岡地区で環境保全活動に2008年より取り組んでいる集落がある。具体的な活動は農道の草刈り、排水路の魚道設置、U字溝の設置、小枝切、堰の塗装、生態調査などです。

地区内外の子どもを対象に農業体験学習会も開いている。専門家の先生の協力を得て、自然と触れ合い生態を学べるとして好評で、多い時には30〜40名の子どもも参加があるとのこと。

特に生態調査は盛んで、ホタルの季節には、毎日生態数を確認、記録をしている。アカハライモリなどの希少な生物もみられる。

フクロウも、地域では確認されていて、手作りの巣箱も設置はしたが未確認である。しかし、その巣箱に誰も見たことがなかったムササビを確認している。

一方でヘイケボタルは2013年を最後に確認ができなくなったという。会員らが子どものころは、トンボやバッタが飛び交い、川にはウナギ、ナマズ、フナがいたが、現在は見ることはできない。

水田の畦畔に生えている雑草の種類も変わってきていて、秋の農村風景が変わってきている。

令和2年度は、残念ながらコロナウイルスのため、全ての行事が役員と一部の限られた人たちで開催となったことです。

4年前から農業体験活動においてさつま芋を収穫後、かつて地元の伝統行事に使われた、ぼうじぼう、

使われていない。現在は、併せて五穀豊穰を祈りたいわれなど学んでいるとのこと。

農地開発や農薬散布など、人間の営みに合わせて生態系も変化し利便性と環境保全のバランスが難しいところですが、この会の代表は今後も環境を整備し地道な活動を続けて、今ある自然を次の世代に残したいと力強く語ってくれた。



令和2年度、家族経営協定を新たに締結した家族は10組、見直しを行った家族は6組の計16組でした。

毎年度2月に、宇都宮市農業委員会会長などの立ち合いのもと、家族経営協定の調印式・交付式が開催されるのですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、やむなく中止になりました。また、調印式終了後に行われる講演会も中止になりました。

立会人が見守る中での調印はできませんでしたが、締結した家族には、立会人からお祝い・励ましの言葉が贈られ、また、記念品が贈呈されました。

今後、家族経営協定の締結運動を推進し、締結される農家のみなさんが笑顔で迎えらるる家族経営協定書調印式を開催したいと思っております。

家族経営協定が締結されました ～農業経営のステップアップに～

夢ある明るい農業経営を目指して、令和2年度の家族経営協定が締結されました。

家族経営協定は、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

令和2年度、家族経営協定を新たに締結した家族は10組、見直しを行った家族は6組の計16組でした。

毎年度2月に、宇都宮市農業委員会会長などの立ち合いのもと、家族経営協定の調印式・交付式が開催されるのですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、やむなく中止になりました。また、調印式終了後に行われる講演会も中止になりました。

立会人が見守る中での調印はできませんでしたが、締結した家族には、立会人からお祝い・励ましの言葉が贈られ、また、記念品が贈呈されました。

今後、家族経営協定の締結運動を推進し、締結される農家のみなさんが笑顔で迎えらるる家族経営協定書調印式を開催したいと思っております。

**単独処理浄化槽・くみ取りトイレをお使いの方は
環境にやさしい 合併処理浄化槽 に入れ替えましょう!**

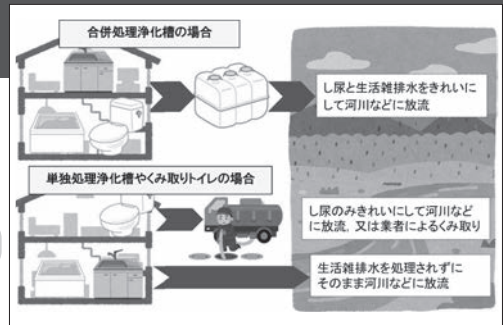
お風呂・台所などの生活雑排水を適正に処理していますか。

環境負荷 ×	環境負荷 ○
単独処理浄化槽、くみ取りトイレ	合併処理浄化槽

補助制度や融資あっせん制度を利用して、合併処理浄化槽を設置しましょう。

<例> 5人槽を設置する場合に交付される補助の上限額 **845,000円**

- ※ 申し込み方法や対象地区、補助の条件などは、お問い合わせください。
- ※ 設置工事後は補助を受けられませんので、必ず設置工事前に補助の申請をしてください。



【問い合わせ先】 宇都宮市上下水道局 生活排水課 管理グループ ☎ (633) 2001

**農業集落排水事業の分担金を支払った方で
まだ、接続していない方は早期接続をお願いします**

農業集落排水処理施設は、河川や農業用水の水質保全や生活環境の改善を目的に、農村部の下水道として、トイレや、風呂・台所などの生活雑排水を処理するために、地域の皆さまの同意を得て整備された下水の処理施設です。
未接続の方は、速やかに接続していただきますようお願いいたします。

■融資あっせん制度について

接続する際、くみ取りトイレを水洗トイレに改造する場合や、既存の浄化槽を撤去する場合に、その工事にかかる費用について**80万円を限度に無利子の融資をあっせん**します。工事を依頼する際に指定工事店に御相談ください。なお、**工事の終了後は利用できません**。

■接続工事について

接続工事のお申し込みは、排水設備指定工事店に御依頼ください。
上下水道局ホームページから、指定工事店一覧が御覧になれます。

宇都宮市 排水設備指定工事店

検索

■1か月の使用料について

使用料は、世帯割と人数割から算定した**定額制**です。御家族の人数により決定します。

世帯割 3,190円 + **人員割 352.0円 × 使用人数** = **1か月の使用料(税込)** ※下水道の使用料金は、農業集落排水処理施設をお使いの方で、**御家族の人数に変更がある場合**は、お早めに御連絡ください。原則として2か月分の請求になります。

【問い合わせ先】 宇都宮市上下水道局 生活排水課 管理グループ ☎ (633) 2001

農業は適正に使用しましょう

安全・安心な農作物を生産するため、登録農薬を使用し、その使用基準を遵守しましょう。

①農薬容器のラベルをよく読み、正しく使う

適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用方法、使用時期、成分の総使用回数を必ず確認しましょう。

※水田の畦畔は農耕地ですので、非農耕地用の除草剤は使えません。間違えやすいので注意しましょう。

②農薬の飛散防止を徹底する

周辺の農産物や風向き、風量に注意し、飛散低減ノズルを使用したり、粒剤等の飛散が少ない農薬を選ぶなど、最大限の配慮をしましょう。

特に、近くに住宅、学校、通学路等があり、人の通行がある場合は、散布時間帯に配慮し、チラシや看板等で事前周知を行うとともに、農薬散布時には、人や車両等に飛散しないよう、周囲に注意を払いながら作業を行いましょう。

③農薬の使用状況を正確に記帳する

使用日時、農薬の名称、使用量、天候、その他気づいたことなどを記録しましょう。

※違反をすると、法律により、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金を科せられる可能性があります。

問い合わせ先 **農林生産流通課 生産振興グループ**
☎ (632) 2466

農業災害に備えましょう!

近年、豪雨や暴風、降雪などの自然災害による農業被害が頻発しています。日頃から気象情報を確認するとともに、農産物や施設への被害を未然に防ぐためのハウス補強や、被害を軽減するため農業共済等の保険加入など、災害の発生に備えることが大切です。

また、豪雨等による農地の侵食・崩壊を未然に防止するため、堰やため池、排水路などの農地保全施設の定期的な点検や計画的な保全に努めるとともに、豪雨等が予測される場合は、あらかじめ、水位を低くするなどの水管理の調整に努めてください。

※過去には、大雨などによる農業被害が、国等の復旧支援事業の対象となった場合がありますので、復旧支援事業の活用を希望される場合は、被害の状況がわかる写真や、見積書、納品書、領収書、復旧作業などの記録は手元に残しておいてください。

園芸作物用ハウスの補強資材等の導入を支援します

自然災害による被害防止のため、耐候性が十分でない既存の園芸作物用のハウスの補強資材や融雪用の暖房機の導入などを支援する国庫補助事業がありますので、希望される場合は、農林生産流通課までご相談ください。

事業実施に当たっては、以下の要件がありますのでご注意ください。
・今後10年以上ハウスを使用し、収入保険制度と園芸施設共済などの施設に対する保険の両方に加入すること。

・災害が発生した場合の対応などの経営を継続するための計画を策定すること。
※複数の農家でまとまって申請する必要があるため、補助希望者が1戸のみの場合は対象となりません。



とちぎ農業防災メール



栃木県防災メール

問い合わせ先 **農業企画課 企画調整グループ** ☎ (632) 2472
農林生産流通課 生産振興グループ ☎ (632) 2466

農業用の施設や機械などの導入費用の一部を補助します

①園芸用パイプハウス

- ▽対象 新設・増設する認定農業者、認定新規就農者
- ▽補助率
 - 認定農業者：対象経費の10分の3以内
 - 認定新規就農者：対象経費の10分の5以内

②園芸用作業機械・調製機械

- ▽対象 認定農業者、認定新規就農者、営農集団
- ▽補助率
 - 認定農業者：対象経費の10分の3以内
 - 認定新規就農者：対象経費の10分の5以内
 - 営農集団：対象経費の10分の3以内

③ICT機器（圃場環境測定機器）

- ▽対象 認定農業者、認定新規就農者
- ▽補助率 対象経費の10分の3以内

④炭酸ガス殺虫装置

- ▽対象 認定農業者、認定新規就農者
- ▽補助率 対象経費の10分の3以内

⑤夏秋いちご生産用施設

- ▽対象 大谷地域において、新設・増設する認定農業者、認定新規就農者

▽補助率

- 認定農業者：対象経費の10分の5以内
- 認定新規就農者：対象経費の10分の5以内

⑥コンバイン、農業用ドローン、水田水管理センサー（※）など

- ▽対象 営農集団、新規就農者
- ▽補助率
 - 営農集団：対象経費の10分の3以内
 - 新規就農者：対象経費の10分の5以内

【申込期限】 ①～④ 7月9日 ⑤⑥ 11月30日

【その他】 補助金には、それぞれ、要件に上限額があります。申し込み多数の場合、予算の都合により補助できない場合がありますのでご了承ください。

※水田水管理センサーは、新規就農者は対象外。

【問い合わせ先】 農林生産流通課 ☎632-2466

有害鳥獣被害を防止するために

宇都宮市では、イノシシ・ハクビシンなどによる被害を防止するため、宇都宮市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、「わなの貸出」や、「捕獲や被害防除に要する費用の一部補助」を行っております。補助には要件がありますので、事前にお問い合わせください。

事業の内容

(1) ハクビシン・タヌキ・アライグマ用わなの貸出

…無料、1人（1団体）で1基まで

- ・市内に住所（本店、営業所）または耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人（団体）
- ・有害鳥獣捕獲許可を受けている（者がいる）こと
- ※令和2年度より、捕獲した個体（本人所有のわなによる捕獲でも可）の処分支援事業（無料）を開始。わな設置、捕獲した個体の処分への補助事業については、令和元年度をもって終了。

(2) わな購入への補助

- ・市内に住所（本店、営業所）または耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人（団体）
- ・有害鳥獣捕獲許可を受けている（者がいる）こと
- ・過去2年間に同一の補助を受けていないこと

- ・わなの購入費用の1/2（補助上限額50,000円）

(3) わな猟免許取得への補助

- ・市内に住所を有する個人
- ・わな猟免許証が交付され、栃木県狩猟者登録台帳に登録されていること
- ・わな猟免許を取得した年度内に申請すること
- ・免許取得費用の1/2（補助の上限額10,000円）

(4) イノシシなどの防護柵設置への補助

- ・市内に耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人（農業者のみ）または団体（団体は構成員3名以上）
- ・耕作地の周囲に100m以上設置すること
- ・設備・機器の購入費用の1/2（補助上限額45,000円）
- ただし、団体の場合は費用の1/2が45,000円に実施者数を乗じた額のうち低い金額



【問い合わせ先】 農林生産流通課 森林整備・鳥獣対策グループ ☎(632) 2477

農業を営む上で発生したごみは「事業系ごみ」です。

- ・「事業系ごみ」は、家庭ごみと異なりますので、ごみステーションに出すことはできません。
- ・ごみステーションに出すと、警察の捜査対象となることがあります。
- ・「事業系ごみ」は種類ごとに適正処理が必要です。

※詳しくは、下記の廃棄物対策課にお問い合わせください



◀米袋に農業用ビニールを入れ不法投棄された事業系ごみ

- 【例】
- 農業用ビニール、苗箱（プラスチック製） ⇒ 「産業廃棄物」
 - 紙の米袋 ⇒ 「事業系一般廃棄物」

問い合わせ先

環境部 廃棄物対策課 適正処理指導グループ ☎(632) 2929

自然を守る活動を行う団体と社会貢献に意欲のある事業者をマッチングします

うつのみや生きものつながり活性化事業	対象となる活動の例 (自然を守る活動)	対象となる団体
<p>市民団体 事業者 宇都宮市</p> <p>エントリーシート（活動情報など）の提出</p> <p>市民団体の活動情報の問い合わせ ・マッチング依頼</p> <p>市民団体情報 市ホームページに掲載 ・活動支援制度を紹介 ・市内の取組事例を紹介 ・市民団体と事業者を仲介</p> <p>マッチング 市民団体・事業者の連携内容の調整</p> <p>市民団体・事業者・市で自然を守る活動を活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自然観察会 ●里地里山の整備 ●野生の生きものの調査研究 ●希少な生きものの保護活動 ●外来種の防除活動など 	<ul style="list-style-type: none"> ●規則や会則を持ち、継続的な活動が行われている、又はこれから行う団体 ●原則5名以上で構成されている団体 ●宇都宮市内で活動する団体 ●政治的活動及び宗教的活動を行わない団体
<p>マッチングの進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マッチングを希望する団体は、活動に関する情報などを記入したエントリーシートを提出の上、登録していただきます。 ●環境保全課が、その内容を市ホームページなどで公開します。 ●事業者は、関心のある団体の活動について、環境保全課に問い合わせます。 ●事業者から相談があった場合、環境保全課は団体に紹介し、調整を行います。 ●団体と事業者が連携して活動を実施します。 ●環境保全課は、団体と事業者の報告に基づき、活動実績を様々な広報媒体で周知します。 		

宇都宮市 生きもの 活性化

検索

問い合わせ先 環境保全課 環境整備グループ ☎(632) 2405

農地の貸し借りは、宇都宮市農業公社におまかせください！

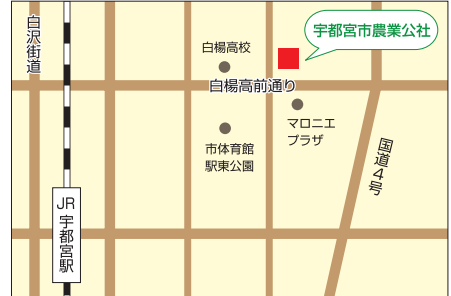
農業公社では、「農地の流動化で農業の活性化！」を合言葉に、「人・農地プラン」に位置づけられた地域の中心となる経営体へ農地の利用集積を加速させるため、分散した農地を集積する「農地流動化の推進（農地集積事業）」を実施するとともに、将来における中核的な農業者を育成する「農業担い手育成確保事業」や、生産性の高い集団経営の農業を推進する「営農集団育成事業」などの事業を行い農地の流動化を強力に推進していきます。

農地の貸借・売買・離農・新規就農などについて、みなさまからの相談を随時お受けするほか、みなさまのお役に立てるよう、農業関係の情報提供と情報収集に努めております。

まずは、下記の連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先 公益財団法人 宇都宮市農業公社

宇都宮市元今泉7丁目10番20号（宇都宮白楊高校東側） ☎ 028 (660) 2701(代) FAX028(660) 2704



農地の景観保全の取組や 農業者団体の機械購入を助成します。

市では、「実質化された人・農地プラン」において、「農地の守り手・支え手」として登録された皆様に対し、販売用作物を作付けるまでの間の、農地の景観保全・地力増進の取組や、共同（団体）での農業機械の購入に対し、支援事業を次のとおり実施しております。

- ① **農地の守り手・支え手確保育成支援事業**
・景観形成作物（菜の花、レンゲなど）や地力増進作物（ソルガム、クローバ類など）の作付けに対し、交付金を交付します。
 - ② **農地の守り手・支え手農業機械導入支援事業**
・「農地の守り手・支え手」を含む農業者団体に対し、農業機械の購入額の一部を補助します。
- ※「農地の守り手・支え手」への登録の仕方や、申し込み方法、詳しい補助の条件などは、お問合せください。

【問い合わせ先】
宇都宮市農業企画課 ☎ (632) 2454

アグリネットワーク 新規会員募集中

応援します！宇都宮の農業

うつのみやアグリネットワークでは、あなたがつくるこだわりの農産物を活かした新たな商品づくりや出来上がった商品のPRを支援いたします。また、メールマガジンの配信による商品開発等に関する情報収集が可能です。入会及び年会費は無料です。

また、Youtube「うつのみやアグリネットワークちゃんねる」において、アグリネットワーク会員のPR動画や市内生産者の取組事例からマーケティングについて学べる研究会・販売力向上講座を配信しております。ぜひご覧ください！



うつのみやアグリネットワークちゃんねる

問い合わせ先

うつのみやアグリネットワーク事務局
(農林生産流通課農産物マーケティンググループ)
☎ (632) 2843
<https://www.u-agrinet.jp/>



農業王国うつのみやHP



編集後記

令和2年度は、農業委員、農地利用最適化推進委員の改選期で、編集委員も新たなメンバーでのスタートとなりました。振り返ってみると、令和2年度は「コロナ禍により、緊急事態宣言が発動され、飲食業関係の時短、外出自粛などによる仕入れの減少や消費の低迷により、農業者にあつても厳しい年となりました。そのような中で、「次代を担う若い力」では、後継

者が活躍している記事や、「キラリ☆あぐり美人」では、新規就農者となり頑張っている記事を掲載することで、「コロナ禍の中でも農業の明るい未来が期待できると思いました。最後になりますが、行事、イベント等、中止になる中で編集委員の皆さん、取材に協力いただいた皆さん、また、事務局の皆さんには、記事投稿、取材、編集に尽力頂き感謝申し上げますと共に、「コロナ禍の早期収束を願い、結びたいと思います。編集委員 吉澤 聖人

- 発行 宇都宮市農業委員会 ☎ (632) 2815
- 編集 農委だより編集委員会
- 編集委員長 吉澤 聖人
- 副委員長 金田 典男
- 委員 川部 明彦
- 委員 田代 知
- 委員 金田 裕重
- 委員 関根 信夫
- 委員 櫻井 則子

お悔やみ
宇都宮市農業委員会 農業委員 田崎 均氏は、令和3年3月7日に、また、農地利用最適化推進委員 増淵 英夫氏は、令和3年5月10日にご逝去されました。謹んで、ご冥福をお祈り申し上げます。